

令和〇年〇月〇日

噴火時等の避難促進施設の指定方針等について

〇〇町〇〇課

1. 背景等

平成 26 年 9 月に発生した御嶽山噴火災害では、突発的な噴火によって多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生しました。この噴火災害を踏まえ、平成 27 年「活動火山対策特別措置法」が改正されました（以下、「改正活火山法」という）。

また、〇〇町では、噴火時に備えて情報伝達や警戒避難体制の整備に向けて取り組んでいくところです。

2. 火山災害警戒区域の指定

〇〇町は、〇〇火山が噴火した場合に住民や登山者等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあり、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として、改正活火山法の規定に基づく火山災害警戒区域に指定されました。

3. 〇〇町における「避難促進施設」の指定

火山災害警戒区域の指定を受け、〇〇町は、火口近くに位置する施設や不特定多数の者が利用する施設、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設等、火山の噴火等があった場合に、施設利用者を円滑かつ迅速に避難させることが必要と認める施設を「避難促進施設」に指定することとし、各施設との連携のもと、警戒避難体制の整備を促進していきます。

〇〇町では、以下に示す条件に該当する場合に、避難促進施設として指定することとしています。

- ・（実際に各自治体で取り決めた避難促進施設の指定理由を明記）
- ・（例：想定火口から 4 km 以内に立地する宿泊施設）
- ・（例：ハザードマップ上で火山現象の影響を受ける要配慮者施設）
- ・
- ・

※「避難促進施設」に指定した施設は、〇〇町地域防災計画に施設名及び所在地を記載します。

4. 「避難確保計画」の作成について

○「避難促進施設」に指定された施設は、以下の①②が義務となります。

- ①「避難確保計画」の作成・公表
- ② 避難訓練の実施・〇〇町への報告

○避難確保計画書の作成

町で準備したひな形の様式に必要な事項を記載することで、概ね計画書を作成することができます。また、作成に際して記載内容の説明や助言を必要に応じて行います。

○避難確保計画の公表

作成した避難確保計画は、施設のホームページへの掲載、あるいは施設窓口等での閲覧などにより、施設利用者に公開してください。

○避難確保計画の作成に向けたスケジュール（案）

- | | |
|----------------|------------|
| ・説明会の開催 | 令和〇年 〇月〇日 |
| ・各施設における計画案の作成 | 令和〇年 〇月～〇月 |
| ・計画一次案の〇〇町への提出 | 令和〇年 〇月中 |
| ・計画の修正 | 令和〇年 〇月～〇月 |
| ・計画の〇〇町への提出、公表 | 令和〇年 〇月末まで |

「避難促進施設」指定及び「避難確保計画」作成に係る参考資料

1. 制度概要

（『集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（H28.3）（以下、「避難確保計画手引き」という）より）

火山の噴火時に、噴火警報や避難指示等の情報を住民や登山者等に確実に伝え、円滑かつ迅速に避難するためには、①不特定多数の者が利用する施設や、②避難に時間を要する要配慮者が利用する施設における利用者の安全を確保するための取組が重要である。このため、活火山法では、市町村は当該取組を行う必要があると認められる施設を「避難促進施設」として指定することとし、指定された施設は「避難確保計画」を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて市町村長に報告することが義務付けられた。（活火山法第6条第5項）

2. 「避難促進施設」の指定について

(1) 指定にあたっての考え方 （H27.12.24 改正活火山法施行通知より）

・火口からの距離や、利用者数等の施設規模、施設所有者等の営業時間中の常駐の有無等を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付ける。
・特に、前兆現象が捉えにくい突発的で比較的小規模な噴火が発生した場合に噴石等の影響を受ける見込みが高い範囲にある施設や、利用者が多く、避難にあたり特に混乱が生じることが予測される施設等については、積極的に避難促進施設に選定することを検討する。

(2) 指定する施設の例（表1）

① 不特定多数の者が利用する施設

・交通関係施設、宿泊施設、展望施設・休憩施設、利用者が主に屋外で活動することが想定される施設、その他（利用者が比較的短時間滞在する施設）など

② 避難に時間を要する要配慮者が利用する施設

・医療機関、医療機関以外の要配慮者利用施設

3. 「避難確保計画」に記載する内容（表2）

「避難確保計画」とは、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を定めた計画であり、活火山法では、表2に示す①から④の事項について記載することを義務付けている。

表1 避難促進施設の例

グループ（施設の特徴で整理）		避難促進施設の例	
集客施設	A	交通関係施設	ロープウェイの停留場、鉄道駅、バスターミナル等
	B	宿泊施設	ホテル、旅館、山小屋等
	C	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場、植物園、動物園、ゴルフ場等
	D	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、休憩施設、飲食店、土産屋、ビジターセンター等
利 要 用 配 施 慮 者	E	医療機関	病院、診療所等
	F	医療機関以外の要配慮者利用施設	保育園、幼稚園、学校、老人福祉施設、障害者支援施設等

この表では施設の例を示している。計画の作成に際しては改正活火山法及び関連資料を参照すること。

表2 「避難確保計画」に記載する内容

噴火時等の施設の対応		「避難確保計画」に記載する内容
①	施設の防災体制	噴火時等に気象庁や自治体の発表情報に応じて、 ・誰が（どの従業員が） ・何をする（どのような防災活動を行う）
②	施設利用者の避難誘導	施設の利用者等への情報の伝達 ・噴火等に関する気象庁や自治体の発表情報 ・避難場所や避難経路 避難誘導の方法
③	噴火を想定した避難訓練や防災教育	火山防災に関する訓練や防災教育 ・従業員を対象 火山防災知識を向上する研修等 噴火を想定した訓練（利用者の誘導を含む） ・利用者を対象（避難訓練） ・研修や訓練等の実施時期（年〇回など）
④	その他、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置	噴火時等への備え ・資器材の配備（通信機器やヘルメット、食料等） ・火山防災に関する日頃の啓発（利用者含む） ・その他必要と考えられる事項

<参考>

避難確保計画の作成に際しては、単体の施設ごとに作成するほかに、一定の地区にまとまって所在している場合には、複数の施設が共同で地区一体となった計画を作成することもある。

(参考資料：説明会の次第案)

令和〇年〇月〇日

集客施設等における避難確保計画作成に向けた説明会(〇〇山)

1 開会

2 避難促進施設および避難確保計画に関する説明

(1) 避難促進施設を指定するに至った背景

- ① 活火山法の改正
- ② 火山災害警戒地域の指定

(2) 避難促進施設について

- ③ 避難促進施設の指定について
- ④ 施設の責務と役割

(3) 避難確保計画の作成について

- ⑤ 避難確保計画に記載する事項
- ⑥ 前提条件（想定火口の位置や火山現象等）の確認
- ⑦ 避難確保計画の作成
(具体的な記述例や作成時のポイント)

3 計画の作成及び提出までのスケジュール

- ・[補足] 避難確保計画の報告（提出・公表）、その後の見直しについて
- ・〇〇町、施設管理者等での役割分担、スケジュール確認

4 その他

5 閉会

配布資料

- ・次第（本紙）
- ・避難促進施設の指定方針等について
- ・(参考資料)「避難促進施設」指定及び「避難確保計画」作成に係る参考資料
- ・「避難促進施設における避難確保計画作成の進め方」
- ・避難確保計画（火山編）作成ガイド
- ・噴火時等の避難確保計画のひな形